

平成26年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年8月29日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成26年9月10日 午前10時00分			議 長 田 口 好 秋	
	散会	平成26年9月10日 午前10時40分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	企画政策課長	池田 幸一
	副市長	中島 庸二	市民協働推進課長	田中 秀則
	教育長	杉崎 士郎	文化・スポーツ振興課長	宮崎 康弘
	総務部長	筒井 保	福祉課長	
	企画部長	中島 憲郎	健康づくり課長	飯田 邦芳
	健康福祉部長	徳永 賢治	健康福祉課長	
	産業振興部長	山口 健一郎	農林課長	納富 作男
	建設部長	中尾 嘉伸	うれしの温泉観光課長	宮崎 康郎
	教育部長 教育総務課長兼務	井上 嘉徳	うれしの茶振興課長 農業委員会事務局長兼務	
	会計管理者 会計課長兼務	山口 久義	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	池田 英信	環境下水道課長	
	財政課長	中野 哲也	水道課長	宮田 誠吾
	市民課長		学校教育課長	池田 正昭
	税務収納課長		監査委員事務局長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	永江 邦弘		

平成26年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成26年9月10日（水）

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 日程第2 発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 日程第3 発議第8号 農業・農協改革に関する意見書について
- 日程第4 討論・採決
- 議案第59号 専決処分（第8号）の承認を求めることについて（嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）
- 議案第60号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 嬉野市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第62号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 発議第8号 農業・農協改革に関する意見書について
- 日程第5 委員長報告
- 追加議事日程1 発議第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 追加議事日程2 発議第10号 議員定数に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任並びに付託について

午前10時 開議

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、文教厚生常任委員会委員長、大島恒典議員。

○文教厚生常任委員長（大島恒典君）

皆さんおはようございます。

発議第6号

「手話言語法」制定を求める意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成26年9月10日提出

嬉野市議会議長 田口 好秋 様

提出者、嬉野市議会文教厚生常任委員会委員長、大島恒典です。

理由といたしましては、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備のためであります。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

日本政府は障害者権利条約を批准し、すでに成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた「手話」の法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものであります。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月10日

佐賀県嬉野市議会

議長 田口 好秋

内閣総理大臣宛てであります。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第6号「手話言語法」制定を求める意見書については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案質疑を行います。

発議第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第6号についての質疑を終わります。

日程第2. 発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、文教厚生常任委員会委員長、大島恒典議員。

○文教厚生常任委員長（大島恒典君）

発議第7号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成26年9月10日提出

嬉野市議会議長 田口 好秋 様

提出者は、嬉野市議会文教厚生常任委員会委員長、大島恒典です。
理由といたしましては、医療費助成を拡充する必要があるためです。
意見書案です。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

我が国では、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上と言われるほど蔓延している。中でも特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第9因子製剤によるC型肝炎ウイルス感染や集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染については、肝炎対策基本法などにおいて国の法的責任が明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼり、本市においても該当する患者が存在し、看過できない問題となっている。

特に、肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

さらに、肝臓機能障害に係る身体障害者福祉法上の障害認定制度は認定基準が極めて厳しいため、患者に対する実効性ある生活支援に至っていない。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国会及び政府に対し、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 肝硬変・肝がんを含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月10日

佐賀県嬉野市議会
議長 田口 好秋

宛先は、内閣総理大臣、衆参両院議長、厚生労働大臣宛てであります。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案質疑を行います。

発議第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第7号についての質疑を終わります。

日程第3. 発議第8号 農業・農協改革に関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、産業建設常任委員会委員長、辻浩一議員。

○産業建設常任委員長（辻 浩一君）

おはようございます。それでは、発議第8号を行います。

発議第8号

農業・農協改革に関する意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成26年9月10日提出

嬉野市議会議長 田口 好秋 様

提出者 嬉野市議会産業建設常任委員会
委員長 辻 浩一

理由 農業・農村の実態や現場の声を踏まえ、慎重に検討し、対応するよう要望するため。

農業・農協改革に関する意見書（案）

政府は、本年6月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農林水産業の産業としての競争力を強化するため、農山漁村の有する潜在力を発揮する施策を進めるとしてまいります。

改訂プランでは、農業の成長産業化に向けて、農協制度に関する見直し事項が整理され、単位農協の機能強化・独自性の発揮が必要とされています。

また、連合会・中央会は、単位農協の補完機能という観点から制度を見直すとするなど、自己改革の実行を強く要請しています。

改革プランによる単位農協の組合員、地域社会への影響としては、総合事業の分断による農業者の営農、生活支援の資金調達に対する影響や、地域におけるライフラインとしての機能低下、正組合員の意向に反した運営などが懸念されます。

また、連合会の株式会社化は、利益最優先の事業展開、不採算事業からの撤退などの影響、中央会制度については、代表・総合調整機能や農政の推進、単位農協の経営指導等の機能発揮への影響が懸念されます。

政府は、自己改革を基本としつつも、所要の法整備を行うとしており、今後の政府のとりまとめ如何では、前述した懸念が現実化する恐れがあり、地域農業の振興、地域社会への混乱が危惧されるところです。

よって、農業・農協改革について、下記の事項を強く求めます。

記

農業・農協改革の実施は、農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月10日

佐賀県嬉野市議会

議長 田口 好秋

送付先といたしましては、内閣総理大臣、衆参両院議長、内閣官房長官、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）担当。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第8号 農業・農協改革に関する意見書については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案質疑を行います。

発議第8号について質疑ありませんか。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

1点だけお聞きをいたしたいと思えます。

非常に厳しい農業情勢の中で、いわゆる農協改革、農業改革、これを進めていくという上で、最後の、要するに農業・農協改革の実施は、農家組合員の総意に基づく自己改革を尊重することという文言なんです、いわゆるこの改革というものは必要であるという考えの上

でのこの文言なのか、その農業・農協改革は必要がないという文言なのかということが非常に曖昧な気がするわけです。ですから、この記述でそこら辺が曖昧なので、そこら辺の提出に当たっての考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田口好秋君）

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（辻 浩一君）

委員会の中での話の中では、いわゆる政府主導の改革じゃなく、農家みずからの改革をするというふうなことで、私たち委員会としては、みずからの改革の意思を尊重してほしいというふうなことだろうということで、私たちは採択をいたした次第でございます。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

改革はしなければならないと。しかし、あくまでも政府の方針に沿った改革ではなくて、みずからの意思のもとで改革をしていかなければならないということで理解してよろしいということですね。

○議長（田口好秋君）

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（辻 浩一君）

はい、私はそう受け取っております。

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

1点だけ簡単にお尋ねしますけれども、今回、農業・農協改革に関する意見書ということで出ております。

その中で、どちらも同等とは思いますが、このウエート、農業改革が主なのか、農協改革が主なのか、そこら辺のところだけ、委員長としてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（辻 浩一君）

政府の考えとしては、まず農業を改革する前に、今のあり方として農協の組織自体を見直すというふうな観点からこういった改革プランが出てきていると思うんですけれども、この意見書の中ではあくまでも最終的には農家のためになるように、農協も含めての改革になるようにということで提出をされているんだろうと私は理解しておるところです。

○議長（田口好秋君）

これで発議第8号についての質疑を終わります。

日程第4．討論・採決を行います。

初めに、議案第59号 専決処分（第8号）の承認を求めることについて（嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号について採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第59号 専決処分（第8号）の承認を求めることについて（嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）は可決されました。

次に、議案第60号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第60号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第61号 嬉野市税条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第61号 嬉野市税条例等の

一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第62号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第62号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第63号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。

議案第63号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第63号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）については可決されました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号について採決します。

諮問第2号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、答申することに決定いたしました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第3号について採決します。

諮問第3号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、答申することに決定いたしました。

次に、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第4号について採決します。

諮問第4号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、答申することに決定いたしました。

次に、発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号について採決します。

発議第6号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書については可決されました。

次に、発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号について採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については可決されました。

次に、発議第8号 農業・農協改革に関する意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号について採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第8号 農業・農協改革に関する意見書については可決されました。

日程第5. 委員長報告を議題といたします。

本定例会で総務企画常任委員会に付託した平成26年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書の審査結果について報告を求めます。山口政人総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（山口政人君）

それでは、請願の報告をいたしたいと思います。

請願審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	左記の理由
平成26年 請願第2号	地方財政の充実・強化を求め る意見書採択に関する請願書	一部採択	一部を除き(請願項目3と8) 願意妥当と認め採択とした。 なお、意見書を関係機関に 送付することを適当と認める。

この3と8につきましては、3番につきましては、被災自治体からの要求であったというようなことありますが、嬉野市議会が直接関与できるものではないというふうに委員会としては判断をいたしました。

それから、8番につきましては、これは人件費の削減の問題なんですけど、嬉野市議会は人件費削減を可決しているのです、これも削除をいたしました。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから平成26年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について採決します。

この請願書に対する委員長の報告は一部採択とするものであります。委員長報告のとおり一部採択することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、平成26年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書は一部採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（田口好秋君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま山口政人総務企画常任委員長から、発議第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてが提出されました。これを追加議事日程第1号として日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第9号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。山口政人総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（山口政人君）

発議第9号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第

13条第2項の規定により提出する。

平成26年9月10日提出

嬉野市議会議長 田口 好秋 様

提出者 嬉野市議会総務企画常任委員会
委員長 山口 政人

理由 地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、地方財政の充実・強化を図る必要があるため。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

また、地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に以下の対策を求める。

記

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。
- 3 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。
- 4 償却資産にかかる固定資産税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっている

ことから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月10日

嬉野市議会議長 田口 好秋

宛先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、経済産業大臣宛てです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第9号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号について採決します。

発議第9号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書については可決されました。

追加日程第2. 発議第10号 議員定数等に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任並びに付託についてを議題といたします。

ただいま議題とした発議第10号につきましては、議員全員が提出者及び賛成者となっておりますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第10号については提案理由の説明、委員会付託、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから発議第10号について採決します。

発議第10号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第10号 議員定数等に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任並びに付託については可決されました。

次に、発議第10号 議員定数等に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任並びに付託についてを議題といたします。

特別委員会の委員は、嬉野市議会委員会条例第8号第1項の規定により、議長が指名することになっております。

ただいまから議員定数等に関する調査特別委員会の委員を指名いたします。

委員に、辻浩一議員、山下芳郎議員、山口政人議員、大島恒典議員、梶原睦也議員、田中政司議員、山口要議員、以上7名を指名いたします。

ここで休憩したいと思います。休憩中に議員定数等に関する調査特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（田口好秋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数等に関する調査特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

議員定数等に関する調査特別委員長に山口要議員、副委員長に山下芳郎議員、以上のとおり正副委員長が決定いたしました。

以上で、本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決などの日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時40分 散会